

税金の還付申告無料相談会

住宅取得等特別控除対象者向け
その場で申告書が作成できます！

相談会日時

会場

新潟信用金庫本店 5階
新潟市中央区西堀通五番町 855-1 (新潟三越伊勢丹デパート隣)
電話 025-222-3111

日時

平成25年2月15日(金)

午前10時 ~ 午後12時

(開始)

(終了)(2時間)

午後2時 ~ 午後4時

お願い 午前の部と午後の部の2回に分けて相談会を実施いたしますので、ご希望の時間(午前の部か午後の部か)をあらかじめご連絡いただければ幸いです。
連絡先 新潟信用金庫 営業推進部推進課 (電話 025-222-3111)

対象者

- ・ 給与所得者で当金庫の住宅・増改築資金の融資をご利用された方の説明会です。
- ・ 住宅取得等特別控除を受けられる方は次の要件を満たされる方です。

要件	
新築住宅	住宅取得後 <u>6か月以内に入居し、その後も引き続き住んでいること</u> (また、控除を受ける年の「 <u>24年12月31日</u> 」にその住宅に住んでいること) に該当しない方は、翌年の還付申告となります 家屋の床面積(登記面積)が <u>50㎡以上</u> であること 床面積の <u>1/2以上</u> が、自己の <u>居住の用に供していること</u> 平成24年分の所得金額が <u>2,000万円以下</u> であること 民間の金融機関や住宅金融公庫などの <u>住宅ローン等</u> を利用していること 住宅ローン等の返済期間が <u>10年以上</u> で、しかも月賦のように分割して返済すること 入居した年及びその年の前後2年以内に譲渡所得の課税の特例を受けていないか、または受けないこと。特例(<u>3,000万円の特別控除、買換え・交換の特例</u> など)
中古住宅	の要件にあてはまること その家屋の取得の日以前 <u>20年以内</u> (マンション等耐火建築物については <u>25年以内</u>)に建築されたものであること 建築後 <u>使用されたことがある</u> 家屋であること 建築基準法等で定める地震に対する安全基準に適合する家屋であること

要 件	
増 改 築	<p>自己の所有している家屋で、自己の居住の用に供しているものの増改築等であること 増改築等をした後の家屋の床面積（登記面積）が<u>5.0㎡以上</u>で、しかも の要件の 、 ～ にあてはまること</p> <p>増築、改築、<u>大規模</u>の修繕、大規模の模様替え等の工事であることにつき、<u>一定の証明</u>が されたものであること</p> <p>増改築等の工事費用が<u>100万円</u>を超えるものであること</p> <p>自己の<u>居住の用</u>に供される部分の工事費用の額が、増改築等の工事費用の総額の<u>1/2 以上</u> であること</p>

（注）居住開始年月日により、適用時期や要件が異なりますので、会場でお尋ねください。

当日必ずご持参いただくもの

住 宅 取 得 等 特 別 控 除
<p>平成24年分<u>源泉徴収票</u>（原本）</p> <p><u>印 章</u>（認印で可）</p> <p>ボールペン</p> <p>電卓など計算用具</p> <p><u>住民票の写し</u>（現在の居住地表示のもので移転日記載のあるもの）</p> <p><u>登記事項証明書</u>（登記簿謄本）の原本（法務局でもらって下さい1通1,000円。権利証ではありません。）借入金で土地・建物を取得された方（土地・建物両方）、建物を取得 ・増 改築された方（建物のみ）</p> <p><u>売買契約書</u>や<u>請負契約書</u>等で家屋の取得（増改築等の）年月日・床面積・取得価額（費用）の わかる書類またはその写し</p> <p>増改築の場合は<u>建築確認済証の写し</u>・<u>検査済証の写し</u>または建築士の増改築等工事証明書 事証明書</p> <p>住宅取得資金に係る借入金の<u>年末残高等証明書</u>（連帯債務の時は各債務者毎に必要） （住宅金融公庫及び当金庫からの住宅資金借入金については<u>年末残高等証明書発行を</u> <u>取扱店に依頼し持参願います</u>）</p> <p>中古住宅の場合で債務の承継に関する契約に基づく債務を有するときには、その債務の承継に 係る契約書の写し</p> <p>申告される方の預金の種類及び口座番号のわかるもの。 （還付金の預金口座への振り込みのため必要です。）</p>

上記の他に特定増改築等住宅借入金特別控除として、住宅のバリアフリー改修促進税制
住宅の省エネ改修促進税制があります。該当の方は事前にご連絡下さい。
申告書の提出は皆様方より税務署へ提出していただく事になります。
お車でお越しの場合は、契約駐車場（三越駐車場か山田駐車場）をご利用下さい。